

公益財団東京陸上競技協会の小学生登録に関する手続き

1. 登録の基本

- 1) 小学生の登録は1名以上の構成員で、団体登録と構成員の個人登録とする。
- 2) 団体登録をしない者は、個人登録とする。

2. 団体の構成

- 1) 小学生のみで構成するクラブ。
- 2) 正会員の要件で構成する団体の小学生。
- 3) 准会員の要件で構成する団体の小学生。
- 4) どこにも所属しない小学生。

3. 団体登録に必要な要件

- 1) 団体の構成の要件を満たしている小学生
- 2) 東京陸協が主催する競技会に出場する競技者は登録しなければ出場できない。
- 3) クラブには連絡責任者として20歳以上の代表者もしくは保護者を置く。連絡責任者については登録を必要としない。
- 4) 団体としての所在地（連絡先）を東京都内に置く。

4. 登録費

- 1) 個人小学生登録料 年額 300円／人
- 2) 団体登録料 年額 1000円
- 3) 一般クラブの団体構成員の小学生は、小学生の団体登録の扱いに準じて、小学生団体登録をしなければならない。ただし、小学生の団体登録料は免除する。

5. 団体名称の使用

- 1) 団体登録したクラブは、競技会に出場する際など、競技者の所属チーム名として団体の名称を使用できる。団体登録は会計年度毎に登録者を一括して登録・更新するものとし、同一年度内において二つ以上の団体登録はできない。
- 2) 団体登録は、構成員に追加又は変更があった場合は、その都度速やかに変更登録の届けを出さなければならない。
- 3) 団体登録しない個人の所属名は東京陸協とする。

6. 手続きの方法

- 1) 所定の用紙に必要事項を記入し、登録料を添えて指定の期日までに手続きを完了すること。